

三笠市強靱化計画

令和2年5月
三笠市

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	2
第2章	三笠市強靱化の基本的考え方	
1	三笠市強靱化の目標	3
2	本計画の対象とするリスク	3
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	5
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
3	評価の実施手順	7
4	評価結果	7
第4章	三笠市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	17
2	施策推進の指標となる目標値の設定	17
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	17
4	推進事業の設定	17
	【三笠市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】	18
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	28
2	計画の推進方法	28

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

国では平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなった教訓を生かし、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えとして災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布、施行するとともに、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、強靱な国づくりを進めている。

また、北海道においても、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定し、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みを順次整備している。

三笠市においても、石狩低地東縁断層帯における大規模な地震の発生が想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっており、東日本大震災や平成30年胆振東部地震、令和元年8月の記録的短時間大雨等の教訓を踏まえ、「三笠市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

このことから、本市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、三笠市の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するために必要であるとともに、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であることから、国、北海道、民間事業者、市民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、三笠市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三笠市強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、三笠市の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 三笠市強靱化の基本的考え方

1 三笠市強靱化の目標

三笠市強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の重要な社会経済機能を維持することにある。

また、本市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続的成長につながるものでなければならない。

三笠市の強靱化は、こうした見地から、本市のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。

以上の考え方を踏まえ、三笠市強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の2つを三笠市独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

三笠市強靱化計画の目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と社会経済システムを守る
- (2) 三笠市の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

三笠市地域強靱化の対象となるリスクは、国や北海道と同様に大規模自然災害を対象とする。また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「市民の生命・財産と社会経済システムを守る」という観点から、三笠市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、三笠市として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

三笠市における主な自然災害リスク

(1) 地震

○ 内陸型地震

- ・石狩低地東縁断層帯の発生確率 … M7.9程度、30年以内にほぼ0%

○ 過去の被害状況

- ・ 十勝沖地震（平成 15 年）

M8.0、最大震度 6 弱（三笠市 震度 4）、死者・行方不明者 2 人

- ・ 北海道胆振東部地震（平成 30 年）

M6.7、最大震度 7（三笠市 震度 5 強）、死者 44 人

(2) 豪雨／暴風雨／竜巻

- 令和元年 8 月 31 日 1 時間最大雨量 73.5 ミリ（総雨量 83.0 ミリ）の記録的短時間大雨が発生

- 過去 30 年の台風接近数は、年平均 1.7 個（全国平均約 3 個）と比較的少ないが、これまでも昭和 56 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生

(3) 豪雪／暴風雪

- 三笠市は寒冷多雪地域のため、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生

- 2013 年には、道東を中心とした暴風雪により、9 名の死者が発生

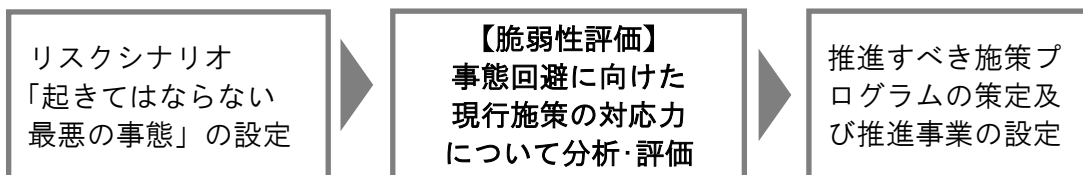
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

三笠市としても、本計画に掲げる三笠市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、三笠市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など三笠市の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、三笠市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
【評価結果】	
(住宅、建築物等の耐震化)	
○ 住宅・建築物等の耐震化率は、約8割(R1)と北海道平均以下の水準であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、民間の大規模建築物などについては、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。	
○ 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上であり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。	
(建築物等の老朽化対策)	
○ 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「三笠市公共施設総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。	
○ 市内の公営住宅の約半数は築後30年以上が経過しており、膨大な老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。	
(空家対策)	
○ 住宅の約3割が空家となっており、管理が行き届いていない空家も多数存在するため、「三笠市空家等対策計画」に沿った対策を講じる必要がある。	
(避難場所等の指定・整備)	
○ 現在、避難場所及び避難所を指定しているが、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の周知を促進していく必要がある。	
○ 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所を指定しているが、福祉避難所の住民周知を図る。	
○ 国道に隣接する道の駅を指定緊急避難場所及び指定避難所にしており、防災道の駅として広域的な防災拠点の役割を果たすため、防災機能向上を図る必要がある。	
(緊急輸送道路等の整備)	
○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の推進が必要である。	
(その他)	
○ 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。	
【指標（現状値）】	
・住宅の耐震化率	約 75% (R1)
・多数の者が利用する建築物の耐震化率	約 95% (R1)
・医療施設の耐震化率	約 67% (R1)
・社会福祉施設の耐震化率	約 89% (R1)
・社会体育施設の耐震化率	約 73% (R1)
・空家対策の実施（中古住宅の売買）	17 件 (R1)
・空家対策の実施（解体）	45 件 (R1)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生	
<p>【評価結果】 (警戒避難体制の整備等) ○ 土砂災害警戒区域は、104 箇所、特別警戒区域は 66 箇所が指定されている。土砂災害による被害の発生に備え、北海道など関係機関と連携した急傾斜地等の対策を進める。</p> <p>(砂防設備等の整備) ○ 土砂災害危険箇所の調査結果を踏まえて、重要箇所における地滑り等災害の発生防止または軽減に努めるため、国及び北海道に対して情報提供を行うなどの連携を図るとともに、ソフト対策のほかハード対策についても要望していく必要がある。</p>	
<p>【指標（現状値）】 ・土砂災害警戒区域 104 箇所 土砂災害特別警戒区域 66 か所 (R1)</p>	

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
<p>【評価結果】 (洪水・内水ハザードマップの作成) ○ 浸水想定区域図に基づき作成した「三笠市防災ハザードマップ」を活用し、防災訓練等の実施を促進する必要がある。 ○ 内水ハザードマップを作成、公表し、防災訓練等の実施を促進する必要がある。</p> <p>(河川改修等の治水対策) ○ 河道の掘削、築堤、水路、ダム等の整備などの治水対策について、近年の浸水被害の状況を勘案して一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。 ○ ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場の整備の要望や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。</p> <p>(ダムの防災対策) ○ 大雨発生時における既設ダムの治水効果の発揮を図るため、ダム本体の改良整備や管理用制御装置等の機器の修繕・更新を実施し、ダム施設の適切な維持管理を要望していく必要がある。</p>	
<p>【指標（現状値）】 ・三笠市防災ハザードマップに基づく防災訓練等を実施 未実施 (R1)</p>	

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	
<p>【評価結果】 (暴風雪時における道路管理体制) ○ 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応について、平時からの意識啓発を推進する。</p> <p>(除排雪体制の確保) ○ 各道路管理者の基準により管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努める。 ○ 除排雪機械の計画的な整備、更新を行うとともに、オペレーターの確保により、安定的な除排雪体制を維持、強化する。</p>	
<p>【指標（現状値）】 ・除排雪機械保有台数 8 台 (R1) ・ぬくもり除雪サービス利用者数 284 件 (R1)</p>	

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防寒対策用資機材の備蓄状況
移動式石油ストーブ 30 台、毛布 840 枚、発電機 17 台、段ボールベッド 200 台
エアマット 840 枚 (R1)

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など、関係機関相互の連絡体制を強化する。

(住民等への伝達体制の強化)

- 災害時において、市民に対して正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供し、社会的混乱の防止を図るため、各地域レベルでの情報共有体制の構築に向けて、町内会や老人クラブなど様々な地域コミュニティ醸成を推進する。
- 愛の鐘放送設備や緊急速報メールなどの整備を促進するとともに、「Lアラート（災害情報共有システム）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する推進する。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていないことから関係行政機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定などの対策を推進する。

(防災教育推進)

- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況 水害 策定済、土砂災害 策定済 (R1)
- ・ 防災行政無線通信施設整備状況 同報系～未整備 移動系～整備済 (R1)
- ・ 防災教育の実施 未実施 (R1)

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(被災時の医療体制の強化)

- 災害時の医療確保のため、医師会、歯科医師会に対する派遣要請を行うなど災害時支援体制の強化を推進する。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時に自力での避難が困難である高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的、物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

(防疫対策)

- 災害発生時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など災害時の防疫対策及び環境衛生を推進する。

【指標（現状値）】

- ・ 子どものインフルエンザ予防接種率 57.4 % (R1)
- ・ 高齢者のインフルエンザ予防接種率 42.8 % (R1)

(3) 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 災害が発生した場合に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置し、災害対策本部においては運用事項（職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）を定め、定期的な実動訓練などを通じ、実施体制の検証、不必要に応じた見直しを行う。
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進する。また地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害応急対応を中心とした業務継続の確保に向けて、災害応急活動及びその他行政サービスについて、庁内各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、業務継続計画の策定を進める。
- 市内事業者に対し、事業の継続など災害時の企業の果たす役割について十分な認識を促すとともに、災害時、非常時に優先度の高い業務の維持・継続が図られるよう、業務継続計画の策定・運用について普及・啓発を促進する。

【指標（現状値）】

- ・ 業務継続計画の策定 未策定 (R1)

(4) ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 木質バイオマスや太陽光発電などの再生可能エネルギーについて、国や北海道などの関係機関と連携を図りながら、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの利活用の普及促進を図る。

(電力基盤の整備)

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、電力設備の耐災害性の向上、電力の多様化、分散化を促進する。
- 市内はもとより、全道レベルでの電力基盤等の整備及び電力の安定供給の確保に向けて、桂沢発電所及び熊追発電所の安全で安定的な稼動を推進する。

(多様なエネルギー資源の活用)

- 市内に賦存する豊富な石炭資源を用いた石炭地下ガス化の取り組みによって、水素等が精製可能となり、地産地消のエネルギー供給が可能となることから、石炭資源の有効活用を促進する。

(石油燃料供給の確保)

- 災害時における住民生活の安心と円滑な防災体制を確保するため、石油類の安定的な確保に向けた関係機関による協力体制の構築を図る。
- 災害時における燃料給油拠点を確保するため、国や北海道、民間事業者との連携により、燃料給油拠点への発電機の導入を促進する。

【指標（現状値）】

- ・ 木質バイオマスボイラー活用の公共施設数 1施設 (R1)
- ・ 太陽光発電システム導入の助成 1件/年 (R1)
- ・ 災害等の発生時における三笠市北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動支援に関する協定締結済 (H22)
- ・ 災害時における石油燃料の供給等に関する協定 締結済 (H25)
- ・ 国による「住民拠点SS」の指定数 2箇所 (R1)

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 平時、災害時を問わず全国の食糧供給基地として重要な役割を担う農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
- 厳しい環境にある農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取り組みを推進する。

(農業の体質強化と販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、経営安定対策や担い手の育成確保による農業の体質強化を推進するとともに、地場農産物など食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。

(食料品の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時から一定の生産量を確保していくことが重要であることから高付加価値化などによる販路の開拓・拡大に向けた取り組みへの支援が必要である。

(農産物の産地備蓄の推進)

- 農地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取り組みを推進する。

【指標（現状値）】

- ・ 新規就農者及び後継者数 1人/年 (R1)
- ・ 農家戸数 92戸 (R1)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を図る。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備えた下水道 BCP を策定するとともに、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。

【指標（現状値）】

・ 上水道の基幹管路の耐震適合率	79.1% (R1)
・ 下水道の管路耐震化率	33.9% (R1)
・ 配水池の耐震化率	0% (R1)
・ 雨水排水整備率	11.6% (R1)

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(交通ネットワークの整備)

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを速やかに行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、重要物流道路や代替路の指定、緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める。

(道路施設の防災対策等)

- 落石や岩石崩落などの道路点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を実施し、必要に応じ関係機関に要望するとともに、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁については、重点的に対策工事を実施し、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

・ バス路線	民間 1 路線、市営 1 路線 (R1)
・ 道路長寿命化計画の策定	策定済 (R1)
・ 橋梁の修繕率	60% (R1) 目標 100% (R5)

(5) 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業における業務継続体制の強化)

- 大災害時において、市内企業の事業の停止による市民の生活への影響を避けるため、関係機関との連携により市内企業等における事業推進体制の継続および中小企業等が実施する事前防災・減災のための取り組みに対する支援を推進する。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や道が実施している金融支援について普及・啓発を推進するほか、市が実施する融資制度を柔軟に運用するなど、災害時における被災企業への支援策の確保に努める。

5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(流通拠点の機能強化)

- 陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点の機能強化を図る。

(6) 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生	
【評価結果】 (農業用ため池の防災対策) ○ 大規模地震や豪雨等を起因とした農業用ため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となる農業用ため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく諸対策を推進するとともにハザードマップの作成を促進する。	
【指標（現状値）】 ・ため池の点検・診断の実施割合 25% (R1) ・防災重点ため池のハザードマップの策定 策定済 (R1)	
6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
【評価結果】 (森林の整備・保全) ○ 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。 (農地・農業水利施設等の保全管理) ○ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。	
【指標（現状値）】 ・森林整備事業 10ha/年 (R1)	

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	
【評価結果】 (災害廃棄物の処理体制の整備) ○ 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定など、廃棄物処理体制の検討を行う。	
【指標（現状値）】 ・ 災害廃棄物処理計画	未策定（R1）
7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	
【評価結果】 (災害対応に不可欠な建設業との連携) ○ 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との連携体制を強化する。 (行政職員の活用促進) ○ 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する。	
【指標（現状値）】 ・ 三笠建設協会との災害時における応急対策業務に関する協定	締結済（H18）

第4章 三笠市強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における強靱化施策の取組方針を示す「三笠市強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

『第8次三笠市総合計画』で掲げる「市民一人ひとりの防災意識の高揚と、消防救急体制の充実強化、施設の整備を行います」という基本方針の実現を図るとともに、三笠市の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、第8次三笠市総合計画の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、三笠市が主体となって実施する事業を設定するとともに、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【三笠市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・脆弱性評価において設定した 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に「重点」と記載
- ・施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）重点

- ・「三笠市耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
- ・医療施設、社会福祉施設、社会体育施設、都市公園、道の駅など、多くの住民等が利用する公共施設について、各施設管理者による耐震化を促進する。

（建築物等の老朽化対策）重点

- ・公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定するインフラ長寿命化計画等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。

（空家対策）重点

- ・適切な管理が行われていない空家等の対策については、「三笠市空家等対策計画」等に沿って、計画的に発生抑制や適正な管理の指導を実施する。

（避難場所等の指定・整備）重点

- ・災害時の避難場所及び避難所として活用される公共建築物や都市公園、道の駅、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。
- ・避難所における感染症の発生防止や要配慮者への対応を図るため、可能な限り多くの避難所の開設ができるよう、実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

（緊急輸送道路等の整備）重点

- ・救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化を含め、計画的な整備を推進する。

《指 標》

・住宅の耐震化率	約 75% (R1)	【目標】 約 86.5% (R5)
・多数の者が利用する建築物の耐震化率	約 95% (R1)	【目標】 約 93.0% (R5)
・医療施設の耐震化率	約 67% (R1)	【目標】 約 80% (R5)
・社会福祉施設の耐震化率	約 89% (R1)	【目標】 約 95% (R5)
・社会体育施設の耐震化率	約 73% (R1)	【目標】 約 73% (R5)
・空家対策の実施（中古住宅の売買）	17 件 (R1)	【目標】 15 件 (R5)
・空家対策の実施（解体）	45 件 (R1)	【目標】 50 件 (R5)

《推進事業》

- ・市営住宅建替改善等事業
- ・若者移住定住促進家賃助成事業
- ・住宅建設等費用助成事業
- ・住まいのリフォーム助成事業
- ・空き家対策等既存住宅ストック有効活用事業
- ・空き家等適正管理事業
- ・道の駅防災機能向上整備事業
- ・避難所整備事業
- ・一般国道 452 号建設促進事業（国）
- ・主要道道岩見沢三笠線道路改良事業（北海道）
- ・主要道道三笠栗山線道路改良事業（北海道）

- ・一般道道岩見沢桂沢線道路改良事業（北海道）
- ・一般道道美唄三笠線道路改良事業（北海道）
- ・市道美園幌内線過疎代行事業（北海道）

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

（警戒避難体制の整備）**重点**

- ・土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定箇所や土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備を進める。

（砂防設備等の整備）**重点**

- ・土砂災害危険箇所の調査結果を踏まえて、重要箇所における地すべり等災害の発生防止または軽減に努めるため、国及び北海道に対して情報提供を行うなどの連携を図るとともに、ハード対策についても要望していく。

《指 標》

- ・土砂災害警戒区域 104 箇所（R1）
- ・土砂災害特別警戒区域 66 箇所（R1）

《推進事業》

- ・事業防災・安全交付金（砂防事業）（北海道）
- ・特定土砂災害対策推進事業（北海道）
- ・治山事業（北海道）

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（洪水・内水ハザードマップの作成）**重点**

- ・「三笠市防災ハザードマップ」を有効活用し、平時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養うことで水災時における住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る。

（河川改修等の治水対策）**重点**

- ・それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。
- ・ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場の整備の要望や雨水管渠などの下水道施設の整備を推進する。

（ダム防災対策）**重点**

- ・大雨発生時におけるダムの治水効果を発揮するため、新桂沢ダム本体の改良整備や管理用制御装置等の危機の修繕・更新の実施、三笠ぼんべつダムの整備について強く要望していく。

《指 標》

- ・三笠市防災ハザードマップに基づく防災訓練 未実施（R1） 【目標】実施（R2）

《推進事業》

- ・普通河川等整備事業
- ・災害時、市民自ら考え行動することができる自主防災組織育成事業
- ・河川等危険箇所監視システム整備要望事業
- ・幾春別川総合開発事業（国）
- ・直轄河川石狩川水系改修事業（国）
- ・抜羽の沢川整備事業（北海道）

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) 重点

- ・暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。
- ・道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

(除排雪体制の確保) 重点

- ・適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- ・将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

《指 標》

- | | | | |
|------------------|------------|------|------------|
| ・ 除排雪機械保有台数 | 8 台 (R1) | 【目標】 | 8 台 (R5) |
| ・ ぬくもり除雪サービス利用者数 | 284 件 (R1) | 【目標】 | 280 件 (R5) |

《推進事業》

- ・ 道路除排雪事業
- ・ 社会資本整備総合交付金（道路除雪事業）
- ・ 防災・安全交付金（除雪機械）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- ・災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化する。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) 重点

- ・市が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を促進する。

《指 標》

- ・ 防寒対策用資機材の備蓄状況
移動式石油ストーブ 30 台、毛布 840 枚、発電機 15 台、段ボールベッド 200 台 (R1)
- 【目標】
移動式石油ストーブ 50 台、毛布 3,740 枚、発電機 23 台、段ボールベッド 1,800 台 (R5)
- 【最終目標】
移動式石油ストーブ 50 台、毛布 8,000 枚、発電機 25 台、段ボールベッド 4,000 台

《推進事業》

- ・ 防災用備蓄品整備事業

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化) 重点

- ・災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関から災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。

(住民等への情報伝達体制の強化) 重点

- ・災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の策定を促進する。
- ・住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の整備を促進するとともに、公衆無線 LAN 機能を有する防災情報ステーションの整備、Lアラート（災害情報共有システム）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。
- ・外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテルなどの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。

- ・災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化や無料 Wi-Fi の整備を促進する。
- ・要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。

〔防災教育推進〕重点

- ・防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関と連携・協働の促進を図る。
- ・教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

《指 標》

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ・避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況 | 水害 策定済、土砂災害 策定済 (R1) |
| ・防災行政無線通信施設整備状況 | 同報系 未整備、移動系 整備済 (R1) |
| | 同報系 R2 に整備 |
| ・防災教育の実施 | 未実施 (R1) R2 から実施 |

《推進事業》

- ・防災行政無線整備事業
- ・移動系防災デジタル無線整備事業
- ・少年消防クラブの育成・指導事業
- ・防災教育教材作成事業

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

〔支援物資の供給等に係る連携体制の整備〕重点

- ・物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- ・NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。
- ・大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される防災拠点について、被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。

〔非常用物資の備蓄促進〕重点

- ・大規模災害時において応急物資の供給・調達を図るため、備蓄整備方針を策定し、物資調達等の体制整備に取り組む。
- ・支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
- ・家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、自発的な備蓄の取組を促進する。

《指 標》

- ・非常用物資の備蓄状況
非常食 5,040 食、飲料水 (500ml) 1,368 本、粉ミルク 60 箱、液体ミルク 360 缶、毛布 840 枚、簡易トイレ 20 台、段ボールベッド 200 台、移動式石油ストーブ 30 台 (R1)

【目標】

- 非常食 14,895 食、飲料水 (500ml) 19,656 本、粉ミルク 60 箱、液体ミルク 360 缶、毛布 3,740 枚、簡易トイレ 43 台、段ボールベッド 1,800 台、移動式石油ストーブ 50 台 (R5)

【最終目標】

- 非常食 24,035 食、飲料水 (500ml) 48,000 本、粉ミルク 60 箱、液体ミルク 360 缶、毛布 8,000 枚、簡易トイレ 55 台、段ボールベッド 4,000 台、移動式石油ストーブ 50 台

《推進事業》

- ・防災用備蓄品整備事業

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- ・各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
- ・消防職員、消防団員の災害対応力向上のため、恒常的な訓練、および研修等を実施し、人材育成の取り組みを図る。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- ・道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される本道の自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関において連携した取組を推進する。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- ・災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。
- (防疫対策)
- ・災害発生時における感染症の発生や拡大を防ぐため、救急隊員等の防疫対策を推進する。

《指 標》

・消防団員数	90人 (R1)	【目標】	115人 (R5)
・消防訓練参加者数 (現地教育訓練、演習、機関員訓練)	延 153人 (R1)	【目標】	182人 (R5)
・消防車両の配備状況 (消防車、高規格救急車)	計 12台 (R1)	【目標】	12台 (R5)
・6種混合ワクチン接種 (麻しん、風しん、水痘、流行性耳下腺炎、破傷風、B型肝炎)	9人 (R1)	【目標】	32人 (R5)

《推進事業》

- ・災害時、市民自ら考え行動することができる自主防災組織育成事業
- ・緊急消防援助隊派遣等資機材整備事業
- ・消防団員加入促進事業

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化) **重点**

- ・市立病院の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した実働訓練を実施する。
- ・市立病院における災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、応急用医療資機材の整備、施設の耐震化を促進する。

(災害時における福祉の支援)

- ・災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

(防疫対策)

- ・災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

《指 標》

・子どものインフルエンザ予防接種率	57.4 % (R1)	【目標】	60.0 % (R5)
・高齢者のインフルエンザ予防接種率	42.8 % (R1)	【目標】	50.0 % (R5)

《推進事業》

- ・市立病院施設整備事業
- ・高度医療機械整備事業
- ・一般医療機械整備事業
- ・救急医療当番医制運営事業
- ・乳幼児等定期予防接種事業

3. 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- ・災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

(行政の業務継続体制の整備) **重点**

- ・災害発生時においても行政サービスの低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における業務の継続体制を確保する。
- ・行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取組を促進する。

《指 標》

- ・業務継続計画の策定 未策定 (R1) R3 年度策定

《推進事業》

- ・業務継続計画策定事業

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大) **重点**

- ・木質バイオマスボイラーの導入など天然資源の有効利用と利用拡大に向けた取り組みを推進するとともに、エネルギーの地産地消など、関連施策を推進する。

(電力基盤等の整備) **重点**

- ・災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進する。
- ・前同レベルでの電力基盤等の整備及び電力の安定供給の確保に向けて、桂沢発電所及び熊追発電所の安定的稼働を推進する。

(多様なエネルギー資源の活用)

- ・石炭地下ガス化による石炭資源の有効活用に向けた取組を推進する。

(石油燃料供給の確保対策)

- ・石油供給関連事業者と国の機関や道、市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。

《指 標》

- ・木質バイオマスボイラー活用公共施設数 1 施設 (R1) 【目標】 2 施設 (R5)
- ・太陽光発電システム導入の助成 0 件/年 (R1) 【目標】 1 件/年 (R5)
- ・災害等の発生時における三笠市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定 締結済 (H22)
- ・災害時における石油燃料の供給等に関する協定 締結済 (H25)
- ・国による「住民拠点 SS」の指定数 2 箇所 (R1)

《推進事業》

- ・木質バイオマス資源活用促進事業
- ・石炭地下ガス化等活用研究事業
- ・住まいのリフォーム助成事業 (重複)

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) **重点**

- ・ 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進する。
- ・ 厳しい環境にある農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。

(農業の体質強化と販路拡大)

- ・ 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。

(食料品の販路拡大)

- ・ 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時から一定の生産量を確保していくことが重要であることから、高付加価値化などによる販路の開拓・拡大に向けた取り組みを支援する。

(農産物の産地備蓄の推進) **重点**

- ・ 産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

《指 標》

・ 新規就農者及び後継者数	1人/年 (R1)	【目標】	2人/年 (R5)
・ 農家戸数	92戸 (R1)	【目標】	92戸 (R5)

《推進事業》

- ・ 農業担い手確保・育成対策事業
- ・ 日本型農業直接支払交付金事業
- ・ 農業チャレンジ補助事業
- ・ 農産物等販路拡大支援事業
- ・ 都市・農村交流促進事業
- ・ 農業基盤整備事業
- ・ 農村地域防災減災事業

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策) **重点**

- ・ 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。
- ・ 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。

(下水道施設等の防災対策) **重点**

- ・ 災害時に備えた下水道のBCP策定を促進するとともに、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。

《指 標》

・ 上水道の基幹管路の耐震適合率	79.1% (R1)	【目標】	81.1% (R5)
・ 下水道の管路耐震化率	33.9% (R1)	【目標】	33.9% (R5)
・ 配水池の耐震化率	0% (R1)	【目標】	0% (R5)
・ 雨水排水整備率	11.6% (R1)	【目標】	11.6% (R5)

《推進事業》

- ・ 配水管改良・メーター器整備事業
- ・ 公共下水道整備事業
- ・ 三笠配水池系送水管改良事業

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備) **重点**

- ・災害時における広域交通の分断を回避するため、幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

(道路施設の防災対策等) **重点**

- ・道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について、関係機関に対して要望を行う。
- ・橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。

《指標》

・バス路線	民間1路線、市営1路線 (R1)	【目標】	民間1路線、市営1路線 (R5)
・道路長寿命化計画の策定	策定済 (R1)		
・橋梁の修繕率	60% (R1)	【目標】	100% (R5)

《推進事業》

- ・道路改良事業
- ・橋りょう修繕・架替事業
- ・高速道路バス停留所設置推進事業
- ・市営バス運行事業
- ・一般国道452号建設促進事業 (国)
- ・主要道道岩見沢三笠線道路改良事業 (北海道)
- ・主要道道三笠栗山線道路改良事業 (北海道)
- ・一般道道岩見沢桂沢線道路改良事業 (北海道)
- ・一般道道美唄三笠線道路改良事業 (北海道)
- ・市道美園幌内線過疎代行事業 (北海道)

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業の業務継続体制の強化)

- ・大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関との連携により、市内企業等における業務継続計画の策定を促進する。

(被災企業等への金融支援)

- ・災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。

《推進事業》

- ・中小企業融資貸付事業

5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下

(流通拠点の機能強化)

- ・陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。

《推進事業》

- ・中心市街地再整備事業

6. 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

(農業用ため池の防災対策)

- ・大規模地震や豪雨等を起因とした農業用ため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進するとともに、防災重点ため池についてハザードマップの作成を促進する。

《指 標》

- | | | | |
|---------------------|----------|------|-----------|
| ・ため池の点検・診断の実施割合 | 25% (R1) | 【目標】 | 100% (R5) |
| ・防災重点ため池のハザードマップの策定 | 策定済 (R1) | | |

《推進事業》

- ・農業基盤整備事業
- ・農村地域防災減災事業

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全) **重点**

- ・大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- ・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

- | | | | |
|---------|-------------|------|-------------|
| ・森林整備事業 | 10ha/年 (R1) | 【目標】 | 10ha/年 (R5) |
|---------|-------------|------|-------------|

《推進事業》

- ・市有林保育管理事業
- ・分収造林受託事業
- ・かんがい排水事業

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- ・早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を促進するなど、廃棄物処理体制を整備する。

《指 標》

- | | | | |
|------------|----------|------|---------|
| ・災害廃棄物処理計画 | 未策定 (R1) | 【目標】 | 策定 (R5) |
|------------|----------|------|---------|

《推進事業》

- ・みどりが丘環境センター整備事業

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- ・災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。

(行政職員の活用促進)

- ・災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する。

《指 標》

- ・建設協会と災害時における応急対策業務に関する協定 締結済 (H18)

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年とする。

また、本計画は、三笠市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、三笠市総合計画それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前章で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、三笠市強靱化のスパイラルアップを図っていく。

三笠市強靱化計画

令和2年5月

三笠市経済建設部建設課

〒068-2192 北海道三笠市幸町2番地
電話 01267-2-3181 (代表)
FAX 01267-2-7880